

## 大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の進め方について（改訂）

## ■趣旨

- 大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会では、2015（平成27）年度に定めた「大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会の進め方について」（以下『審議会の進め方について』（2015年度）」という。）に基づき審議を重ね、7件の法人を指定してきた。2020年度以降、これらの指定法人において、条例指定の有効期間（5年間）満了に伴う指定の更新申出が順次見込まれることから、今後、指定更新の申出と新規の指定申出の審議を円滑に進めるため、上記の「審議会の進め方について」（2015年度）を下記の通り一部補充し改訂する。
- 府民協働の促進を掲げる本制度において、本審議会は、知事の諮問等に応じて条例指定を行うために必要な事項について調査審議し意見を述べることを目的とする。調査審議にあたっては、条例指定を求めるNPO法人をはじめ府民にとって分かりやすく活用しやすい制度となるよう、審議会の進め方についても十分周知されるよう努めるものとする。

## ■審議会の進め方

「審議会の進め方について」(2015年度)	⑨ 「審議会の進め方について」(2020年度改訂)
<div data-bbox="219 805 481 865" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">審議会の進め方</div> <p>1 審議会は大阪府情報公開条例に基づき、原則、公開とする。但し、『会議の公開に関する指針』における会議の公開の基準に基づき、個別審議については非公開とする。</p> <p>2 指定基準とその運用については、審議会での議論を踏まえ、「指定NPO法人制度の手引」に掲載の上、大阪府から公表する。</p>	<div data-bbox="931 805 1193 865" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">審議会の進め方</div> <p>(会議の公開)</p> <p>1 審議会は大阪府情報公開条例に基づき、原則、公開とする。ただし、『会議の公開に関する指針』における会議の公開の基準に基づき、申出法人に係る個別審議については非公開とする。</p> <p>(指定基準の運用)</p> <p>2 指定基準とその運用については、審議会での議論を踏まえ、「指定NPO法人制度の手引」に掲載の上、大阪府から公表する。</p>

3 指定 NPO 法人の審議については、NPO 法人の申出に基づき知事から諮問を行う。
4 委員は審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審査に加わらない。
【具体的な進め方】
(1) 指定基準とその運用について
(2) 諮問に基づく NPO 法人の審議について
・ 1 法人あたり概ね 2 時間程度の審議
・ 協議の進め方 【事務局において事前に書面審査及び現地調査を実施】 ① 事務局による調査結果の報告 ② 審議会から NPO 法人に対してヒアリングの実施 【特に協働要件、情報発信要件に関して】 ③ 答申案（指定基準の適否、その理由）について協議 ④ 答申

(知事の諮問)	
3 指定 NPO 法人の審議については、NPO 法人の申出に基づき知事から諮問を行う。	
(委員の除斥)	
4 委員は審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあるときは、審査に加わらない。	
(審議等の方法)	
5 諮問に基づく NPO 法人の審議等は、新規指定申出法人及び指定更新申出法人の各々の場合について、次のとおり行う。 なお、審議は 1 法人あたり概ね 2 時間程度とする。	
(削除)	
(削除)	
5.1 新規指定申出法人の場合	5.2 指定更新申出法人の場合
(上記なお書きに移動)	(同左)
(下記のとおり改訂)	(同左)

	<p>(1) 事務局による事前調査等</p> <p>① 書面審査 法人から提出された指定申出書について、事務局により書面審査を行う。</p>	<p>(1) 事務局による事前調査等</p> <p>① 書面審査 指定法人から提出された指定更新申出書について、事務局により書面審査を行う。 (注) 指定法人が指定更新を希望する場合は、指定日から5年を経過した日の9か月前から6か月前までに、大阪府に指定更新申出書の提出を要する。</p>
	<p>② 現地調査 事務局職員が法人を訪問し、書面審査で生じた確認事項等について質疑、聴取を行う。</p>	<p>② 現地調査 同左</p>
	<p>(2) 審議会における審議</p> <p>① 知事から会長への諮問</p>	<p>(2) 審議会における審議</p> <p>① 知事から会長への諮問</p>
	<p>② 事務局による事前調査結果の報告 指定申出に対する事前調査（書面審査および現地調査）の結果について、事務局から報告を受ける。 委員から、事務局報告に対し質問、確認等を行う。</p>	<p>② 事務局による事前調査結果の報告 指定更新申出に対する事前調査（書面審査および現地調査）の結果について、事務局から報告を受ける。 委員から、事務局報告に対し質問、確認等を行う。</p>

	<p>③ 法人ヒアリングの準備  申出案件に即して、法人に対するヒアリングについて委員間で事前協議を行う。</p>	<p>③ 法人ヒアリングの準備  同左</p>
	<p>④ 審議会による法人ヒアリング  ア 法人に対してヒアリングを行う。  イ ヒアリングのポイント（例）  （ア） 指定申出書に記載の法人の目的や、事業の実施状況、今後の予定等  （イ） 何を地域課題と捉えているか、その地域課題解決への取組状況等</p> <p>ウ ヒアリングの方法  法人に対するヒアリングは、次の（ア）又は（イ）のいずれかの方法によるものとする。  いずれの方法によるかは、会長が予め事務局と調整のうえ、審議会招集時に委員に通知する。  （ア） 法人の代表者を審議会会場に招き、対面で実施する。  （イ） （ア）の方法を採ることが困難又は不相当であると会長が認める場合は、法人の代表者が、映像と音声の送受信</p>	<p>④ 審議会による法人ヒアリング  ア 法人に対してヒアリングを行う。  イ ヒアリングのポイント（例）  （ア） 指定申出書に記載の法人の目的や、事業の実施状況、今後の予定等  （イ） 何を地域課題と捉えているか、その地域課題解決への取組状況等  （ウ） 条例指定を活かした取組の有無等</p> <p>ウ ヒアリングの方法  同左</p>

	<p>により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（ウェブ会議システム）等により審議会に出席し、対面で実施する。</p> <p>(注) 「法人の代表者」とは、法人を代表してヒアリングに対応できる者をいう。</p>	
	<p>⑤ 審議</p> <p>ア 指定申出書、事務局による事前調査結果報告、審議会での法人ヒアリングの結果を踏まえ、指定基準の適否、その理由等について審議する。</p> <p>イ 審議のポイント（例）</p> <p>(ア) 指定要件との適合性。特に協働要件と情報発信要件について。</p> <p>(イ) 実績判定期間を通して、順調な事業活動を展開しているかどうか。</p> <p>(ウ) 実績判定期間を通して、安定的な運営ができているかどうか（収支状況、財産状況の確認等）。</p> <p>(エ) その他、法人ヒアリングで把握した内容について。 等</p>	<p>⑤ 審議</p> <p>ア 指定更新申出書、事務局による事前調査結果報告、審議会での法人ヒアリングの結果を踏まえ、指定基準の適否、その理由等について審議する。</p> <p>イ 審議のポイント（例）</p> <p>(ア) 指定要件との適合性。特に協働要件と情報発信要件について。</p> <p>(イ) 実績判定期間を通して、順調な事業活動を展開しているかどうか。</p> <p>(ウ) 実績判定期間を通して、安定的な運営ができているかどうか（収支状況、財産状況の確認等）。</p> <p>(エ) その他、法人ヒアリングで把握した内容について。 等</p>

	⑥ 答申案について決定 審議結果に基づき、答申案を決定。	⑥ 答申案について決定 同左
	(3) 答申 答申案について会長決裁の上、答申。	(3) 答申 同左

<参考>

・条例指定の有効期間は5年間

(大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例(以下「条例」という。)第8条第1項)

・法人が更新を希望する場合は、指定した日から5年を経過した日の9か月前から6か月前までに大阪府への更新申出書の提出が必要(同条例第8条第2項)

・更新しない場合は条例改正を行う必要がある(条例から法人名・住所を削除する必要があるため)。更新する場合は条例改正の必要なし。